

ベトナムとカンボジアの特別ニーズ教育の動向

企画者 黒田 学 (立命館大学産業社会学部)
司会者 黒田 学
話題提供者 黒田 学
間々田和彦 (王立プノンペン大学教育学部)
指定討論者 藤井克美 (日本福祉大学社会福祉学部)

KEY WORDS: 障害者権利条約、インクルーシブ教育、全員就学

【企画趣旨】

本シンポジウムは、ベトナムとカンボジアにおける障害児教育、特別ニーズ教育の動向と課題について、それぞれ報告するとともに、障害者権利条約を基軸に比較検討することを通じて、インクルーシブ教育推進に向けた課題を明らかにすることを目的とする。

第二次世界大戦後も内戦および外国侵略により、長らく戦争状態に置かれたインドシナ半島に位置するベトナムおよびカンボジアは、障害児教育、特別ニーズ教育の展開に多くの困難を抱えてきた。

ベトナムは、1976年の南北統一と建国から40余年、1986年の対外開放と市場経済化によるドイモイ政策から30余年を経るが、障害児の就学率は40%程度と見なされている。カンボジアは、インドシナ戦争、ポルポト支配下での学校教育の実質的な解体に見舞われた。そのため、2000年代に入って障害児教育、特別ニーズ教育がようやく整備されるようになったが、特別教育教員養成は2018年から開始される予定である。

ベトナムとカンボジアという歴史的にも地域的にも近接する両国において、障害者権利条約の第24条教育条項、インクルーシブ教育の推進をどのように進めるのか、その課題を考え合いたい。

【話題提供者の趣旨】

話題提供 1 ベトナムの特別ニーズ教育の動向

立命館大学産業社会学部 黒田 学

ベトナムは、1986年のドイモイ政策を背景とした経済成長により、初等教育の保障を進め、1990年代には障害者の権利保障に関わる法制度が整備され体系化された。2001年の「教育発展戦略の首相決定」においてインクルーシブ教育を目標に据え、2010年には障害者法を制定し、各地にインクルーシブ教育発達支援センターの開設を規定した。さらに、2015年2月には、障害者権利条約を批准し、インクルーシブ教育の推進に力を入れている。

インクルーシブ教育発達支援センターは、インクルーシブ教育推進の拠点として、学習プログラムの開発、教育相談、障害の発見と早期介入等を担っている。しかしながら、2016年11月現在、全国に10カ所が設置されているに過ぎない。また、同センターの開設が、既存の特別学校の廃止によって行われつつあり、特別な教育的ニーズに応じた教育整備に逆行する恐れや混乱が生じている。

話題提供 2 カンボジアの特別ニーズ教育の動向

王立プノンペン大学教育学部 間々田和彦

カンボジアの障害者教育は、特にポルポト支配下(1978-1982)における資料等の喪失により内戦(1970-1992)以前まで辿ることは出来ない。

内戦以後のカンボジアの特別ニーズ教育関連施設の創設

時期を見ると、内戦が終了していない1980年に社会事業省 (Ministry of social affairs Veterans and Youth Rehabilitation)が戦争孤児、重度重複障害児を対象とした施設 National Borei を開所しており、他の障害種と比較して早い時期の取り組みである。その後、肢体不自由 (exceed:1989)、自閉症・発達障害(CCAMH:1991)、視覚聴覚障害 (Krousar Thmey:1991)、知的障害 (Rabbit School:1997, KPF:2001)等への取り組みとなった。

教育省は、2008年障害児教育の教育方針をインクルーシブ教育とし、2005年、学校教育局内に非正規教育課 (Non-Formal Education Department) を設置した。2016年には教育省内に小学校課から天才児教育を含む特別教育課が独立し、2018年に特別教育教員養成を開始する予定である。なお、教育省はインクルーシブ教育を推進するために、2008年に統合教育の実験校を開校、2009年から2012年にかけて、講習会テキストの刊行と講習会を実施した。

現在、Krousar Thmeyをはじめとする障害児教育の28施設・学校が2020年をめどに国営への移管が予定されており、2018年より王立プノンペン大学において特別教育教員養成の開始が予定されている。

その一方で、特別ニーズ教育の対象となる子ども達の実態把握は、視覚障害聴覚障害、肢体不自由以外は、不十分である。この実態把握が急がれる。

【指定討論者の趣旨】

インドシナ半島に位置するベトナムとカンボジアは、フランスの植民地支配という共通の歴史を持ち、また第二次世界大戦後もインドシナ戦争、カンボジア内戦という戦争状態に置かれ、両国ともに多くの犠牲者が生まれた。戦争による障害者の発生も同様である。

ベトナムとカンボジアの特別ニーズ教育の動向は、ベトナムが先行する形で法制度の整備がなされ、特別学校の設置は現在100校を超えている。カンボジアは、ポルポト支配下による学校教育の破壊という歴史を持ち、障害児教育の整備が遅れた。

両国ともに、障害者権利条約を批准しており、障害児者の権利保障に向けた積極的な施策が期待されており、合理的配慮に基づく法制度の整備、専門家養成、インクルーシブ教育推進のための諸整備等が課題である。

(文献)

黒田 学「ベトナムの障害者教育法制と就学実態」小林昌之編『アジアの障害者教育法制』アジア経済研究所、2015年。

間々田和彦「カンボジア国の特別支援教育報告」①②③『筑波大学特別支援教育研究』筑波大学特別支援教育研究センター、No. 6～8、2012～2014年。

(KURODA Manabu, MAMADA Kazuhiko, FUJII Katsumi)